

基本仕様書

1 業務名称

第 49 回淀川区民まつり

2 目 的

多くの区民がつどい、交流をするコミュニティづくりを趣旨に伝統ある事業として、例年「淀川区民まつり」を実施している。

地域活動団体、NPO等をはじめとした様々な活動主体等と企画段階から協働しながら、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりをめざすとともに、来場者が地域住民同士のつながりの大切さや地域活動のようすを知る機会づくり、区民主体のコミュニティ活性化、区におけるコミュニティづくり推進のため、また、緊急時を想定し安全運営の確保を大前提として、全区民を対象として本事業を実施するものである。

3 業務内容

次の日時、場所において行事实施に伴い、(1)～(4)を行うこと。

日時：令和6年10月5日(土) 5時間程度

会場：野中南公園及び淀川区民センター

(1) 業務実施計画書の提出

- ・契約締結後から14日以内に、業務計画書(業務委託料内訳書を含む)を作成すること。業務計画書には、業務体制、スケジュールなど業務を適正に実施するために必要な事項を記載すること。

(2) 事業実施にかかる打合せ・連絡調整

- ・区役所と適宜情報共有を行い、必要に応じて打合せを行うこと。
- ・開催当日だけでなく準備段階においても、スムーズな運営を行うために必要な人員の確保に努めること。

(3) 区民まつり運営業務

ア 実行委員会の事務局運営

- ・地域代表者及び区内各種団体区民を主として組織される実行委員会の事務局業務を担い、事業全体については実行委員会において決定すること。
- ・実行委員会の会議資料を作成すること。会議資料については、事前に区役所と調整すること。実行委員会の開催時期は、6月下旬、9月上旬～中旬、11月上旬の3回を予定している(下表参照)。ただし、開催内容会議の開催日については、その都度決めるため、日程調整及び会議室の確保並びに資料の作成をすること。区民まつり開催後、実行委員からの意見集約を行い、第3回実行委員会の振り返り資料とすること。

時期(予定)	項目	内容
令和6年6月下旬	第1回実行委員会	実施計画案・収支計画案提示、広報物案提示等
令和6年9月上旬～中旬	第2回実行委員会	実施計画確認等
令和6年10月5日(土)	淀川区民まつり	
令和6年11月上旬	第3回実行委員会	実施報告、収支報告、振り返り等

イ 実行委員会への企画提案

- ・業務目的の趣旨に鑑み、淀川区に愛着や魅力を感じる企画や、日常的に地域コミュニティと繋がる機会のない区民の参加・来場を促進する工夫などを盛り込むこと。
- ・別紙の第48回淀川区民まつり会場見取図を基本ベースに会場の提案を行うこと（ただし、実行委員会を経てブース数等が前後する場合がありますため、対応できるように準備をすること）
- ・実行委員会から企画提案されるプログラムを組み入れること。
- ・ブース参加申込について連絡・調整を図ること。
- ・主催者挨拶の時間を設けること。
- ・雨天の場合を除き、野中南公園のグラウンド部分には適時散水（オープニングセレモニー前とこどもみこし前は必須）すること。

ウ 淀川区制50周年関連プログラムの実施

- ・淀川区制50周年を記念し、来場される幅広い年齢層の来場者が楽しめるプログラムを企画し、実施すること。

エ 2025年大阪・関西万博の機運醸成にかかる取組の実施

- ・来場者に万博への興味関心を高めてもらえるような取組を会場内にて実施すること。

オ 広報活動（広報誌「よどマガ！」掲載、HP作成、ポスター・チラシ・プログラム作成等）

- ・広報物の作成については、第1回実行委員会にて複数案提示し、掲示・配布前に事前に了承を得ること。
- ・事前周知用ポスター（カラー・B3サイズ）200枚以上、事前周知用チラシ（カラー両面印刷・A4サイズ）2,500枚以上、会場配布用プログラム（カラー両面印刷2つ折り・仕上がりA4サイズ）5,000枚程度、地域回覧用チラシ（カラー両面印刷・A4サイズ）5,500枚以上を作成すること。
なお、事前周知用ポスターは令和6年7月中旬までに、事前周知用チラシと地域回覧用チラシは令和6年8月中旬までに作成し、地域の掲示板への掲示及び地域回覧について事前に地域へ依頼したうえで配付を行うこと。
- ・すべての印刷物について、淀川区マスコットキャラクター『夢ちゃん』のイラスト（バックにレインボーカラー）を1ヶ所以上入れること。
- ・令和6年6月中旬に特設ホームページを作成の上、公開すること。
- ・幅広い年齢層の方が「区民まつりに行ってみたい」と興味をもってもらえるデザインとすること。
- ・淀川区役所発行の広報誌「よどマガ！」への掲載における原稿作成及び校正作業に関わること。

カ 関係先への届け出・協議・協力依頼

- ・各施設・会場等の使用に伴い、次の関係機関に適切な届け出を行い、許可を得ること。
〔淀川警察署、淀川消防署、十三公園事務所、淀川区保健福祉センター、十三中学校等〕
- ・淀川区民センター管理運営事業者と連絡・調整、情報共有など連携を図ること
- ・当日の開催及び運営のため、関係先と必要な協議や依頼を行うこと。
- ・野中南公園及び区民センターの使用料は無料として積算すること。

キ 会場設営・撤収

- ・設営・撤収期間については、関係先と調整を行うこと。
- ・野中南公園の会場内は喫煙所以外では禁煙とすること。
- ・野中南公園の遊具は使用禁止である旨を表示すること。
- ・救護所を設置すること。
- ・臨時の駐車場及び駐輪場については、十三中学校のグラウンド等に設置すること。
- ・公園内ステージは9.0×6.3m以上の大きさを確保し、バックパネルを設置すること。
- ・簡易流し台を3ヶ所（1ヶ所につき3栓）以上設置すること。
- ・会場内ブースやステージ等で使用する電気にかかる電源を確保すること。

ク 行事進行

- ・開催当日は、各種問い合わせや突発的対応が迅速にとれるよう会場責任者以外に本部へ1名以上、区民センター受付付近にも1名以上配置すること。

ケ 会場警備（設営・撤収期間中の夜間警備及び当日の会場周辺警備並びに会場誘導含む）

コ 安全の確保

- ・開催時の状況に応じた感染症拡大防止対策を講じること。
- ・地震等予期せぬ自然災害が発生した場合の会場内における来場者等の安全の確保をすること。
- ・会場内の混雑における事故や会場内ブースの火気取扱による事故及び熱中症等の発生を防ぐための対策を行い、来場者の安全を確保すること。また、事故が発生した場合、迅速に対応すること。

サ 会場清掃

- ・大阪市のごみ処理基準に基づき分別を行い、処理を行うこと。

シ モニタリング

- ・来場者にアンケート調査を実施し成果を測ること。アンケートの回収促進を図るための工夫を行い回収率向上に努めること。
- ・区民まつり開催後、実行委員等から運営に関する意見聴取を行うこと。
- ・来場者及び実行委員等からのアンケート結果を集約したものを、「(4) 事業報告の作成」に記載の報告書類に含むこと。

ス 必要な保険（傷害、賠償、死亡、熱中症等）の加入、事件・事故防止及び対応を行うこと

(4) 事業報告の作成

- ・事業についてのアンケート調査を実施し、事業成果を検証の上、報告をすること。
- ・事業ごとの業務及び収支の詳細な内容を明記し、業務完了後20日以内に提出すること。
- ・悪天候や自然災害の発生、その他やむを得ない事情により中止になった場合は、中止決定後20日以内に中止までの経過についての報告書を提出すること。なお、提出にあたっては、紙媒体2部とすること。

5 再委託について

- ① 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- ④ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- ⑤ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

6 その他

- ・業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ・主催を淀川区役所、運営を第49回淀川区民まつり実行委員会として開催すること。
- ・実行委員会と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ・事業に必要な備品類の購入にあたっては、委託料の中から支出すること。なお、事業終了後、備品の帰属先は淀川区とすること。
- ・事業の進捗状況については、本市の要請に基づき随時報告すること。
- ・全体の構成について関係者との連絡を密にし、事業が万全にできるよう調整すること。
- ・警備、誘導、設営等で区役所職員を動員しないこと。
- ・事故等の緊急時の連絡体制及び現場の体制を明確にすること。
- ・悪天候、自然災害の発生や感染症拡大の状況、その他やむを得ない事情による中止の場合、中止決定日までの出来高払いとし、双方協議のもと契約金額を変更する。
- ・個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- ・その他この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。
- ・契約の締結は、令和6年度大阪市予算が発効したときとする。